投資信託説明書(交付目論見書)

Asset Management One

使用開始日 2025年9月18日



Oneニッポン債券オープン

追加型投信/内外/債券

	商品分類		属性区分								
単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ*					
追加型	内外	債券	債券 一般	年2回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。

この目論見書により行う「Oneニッポン債券オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月17日に関東財務局長に提出しており、2025年9月18日にその効力が生じております。

- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論 見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホーム ページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は 請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社 にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨 をご自身で記録しておくようにしてください。

- ■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理 されています。
- ■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2025年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆1,911億円 (2025年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

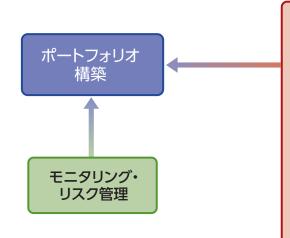
ファンドの特色

- 日系企業が発行する円建ておよび外貨建ての各種債券を中心に投資し、 安定的な収益の獲得をめざします。
 - ●日系企業が発行する普通社債、ハイブリッド証券(劣後債および優先出資証券等)などを主な投資対象とします。
 - ●安定的な収益の獲得の観点等から、わが国の国債、政府関係機関ならびに地方自治体などが発行する債券も組入れます。
 - ※日系企業には日本企業もしくはその子会社などを含みます。
- 運用にあたっては、金利水準や債券市場の動向に加え、個別企業の経営 戦略や信用力評価に基づき投資魅力度の高い銘柄を選定します。
 - ●債券の組入比率は、原則として高位を維持します。
 - ●金利上昇による損失を低減するため、市場環境に応じて債券先物を活用します。
- 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低 減を図ります。
- 年2回の決算を行います。
 - ●毎年6月17日、12月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
 - ●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ●分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお 約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

運用プロセス



〇ファンダメンタルズ分析

・投資対象国・地域の景気動向、財政動向、税制動向、 金融政策等の経済ファンダメンタルズを分析

〇市場動向分析•通貨別投資比率決定

- ・投資対象通貨別に為替ヘッジコストを考慮した金利 水準やクレジットスプレッド等の市場動向を分析
- ・通貨別の投資比率を決定

〇個別銘柄分析

- ・クレジットアナリストによる日系企業の投資ユニバースの策定
- ・利回り水準、流動性、個別企業の経営戦略や信用力 評価、ESG評価、ハイブリッド証券の繰上償還や利払い 継続の見通し等に基づき投資銘柄を決定

■主な投資制限

- ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ●株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ●同一の発行体が発行する債券(国債および政府機関債を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ●外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

■分配方針

年2回の決算時(毎年6月、12月の各17日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金 利 リスク

金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

信 用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

ハイブリッド 証券への 投資に伴う リスク

ハイブリッド証券への投資は、普通社債と比較して相対的にリスクが大きくなります。

当ファンドの投資対象であるハイブリッド証券には、法的弁済順位が劣後するリスク、繰上償還延期リスク、制度変更等に関わるリスク等、固有のリスクがあり、価格変動・信用・流動性リスクは普通社債のみへ投資するファンドと比較して相対的に大きいものとなります。また、利息・配当の支払いが繰延べまたは停止される場合には、期待されるインカムゲインが得られないこととなります。金融監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合や財務状況等が悪化し自己資本比率が一定水準を下回った場合等に、元本削減されたり強制的に株式に転換される場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ●有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益をのようなより)を表する。

含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間 におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこ とで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

的に比較できるように作成したものです。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年6月30日

基準価額・純資産の推移《2016年7月1日~2025年6月30日》

分配の推移(税引前)



2023年 6月	80円
2023年12月	80円
2024年 6月	90円
2024年12月	80円
2025年 6月	100円
設定来累計	1,090円

[※]分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資	産の種類	比率(%)				
社債券		95.14				
	内 日本	93.02				
	内 オランダ	1.60				
	内 アメリカ	0.52				
コール・ローン、そ	4.86					
合計(純資産	合計(純資産総額)					

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
債券先物取引(売建)	△42.33

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	MEIJI YASUDA LIFE 10/20/25	社債券	日本	5.2	2025/10/20	5.01
2	3回 住友化学 期限前償還条項付劣後債	社債券	日本	3.3	2059/9/12	3.65
3	4回 ソフトバンクグループ期限前償還条項付劣後社債	社債券	日本	3	2056/2/4	3.53
4	NORINCHUKIN BANK 5.094 10/16/29	社債券	日本	5.094	2029/10/16	3.09
5	DAI-ICHI LIFE 07/24/26	社債券	日本	4	2026/7/24	2.52
6	SUMITOMO LIFE INSUR 01/18/34	社債券	日本	5.875	2034/1/18	2.00
7	SUMITOMO MITSUI FINL GRP 3.04 07/16/29	社債券	日本	3.04	2029/7/16	1.93
8	2回 日本航空劣後永久社債	社債券	日本	4.124	-	1.84
9	1回 日本航空劣後永久社債	社債券	日本	3.218	_	1.79
10	6回 ソフトバンクグループ期限前償還条項付劣後社債	社債券	日本	4.75	2058/4/26	1.79

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

[※]基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

[※]分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2016年7月1日)



手続·手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1□=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせくださ い。
購入の申込期間	2025年9月18日から2026年3月17日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日 •ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大□の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2046年6月18日まで(2016年7月1日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •受益権口数が20億口を下回ることとなった場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年6月および12月の各17日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用 対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱 いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続·手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する	る費用											
購入時手数料	なります。 購入時手数*	斗は、商品や投資	(5)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額と 環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き 販売会社に支払われます。									
信託財産留保額	ありません。	1020 - 100										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
	信託報酬=運 ※運用管理費	用期間中の基準	こ対して <mark>年率0.693%(税抜0.63%)</mark> 価額×信託報酬率 、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信 払われます。									
運用管理費用	支払先	内訳(税抜)	主な役務									
(信託報酬)	委託会社	委託会社 年率0.30% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、等の対価										
	販売会社	年率0.30%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価									
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価									
その他の費用・手数料	きます。	証券等の売買の原の処理に要する記 資産の保管等に登 等に支払うファン 日計上(ファンド よその都度ファン	要する費用 ドの監査にかかる費用 等 の基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その ドから支払われます。 こ見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前									

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金							
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%							
換 金(解 約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%							

[※]少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

[※]外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

[※]法人の場合は上記とは異なります。

[※]上記は2025年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



手続·手数料等

--- (参考情報)ファンドの総経費率 ------

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.71%	0.69%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※対象期間:2024年12月18日~2025年6月17日
- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるもの は消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

								•										
•			 			•	•	•					•			 		-
	•		 							• .								
•	•							•										
•	•					•	•	•		• •								
			 						•									<u>.</u>
•			 															
•			 								 							
•			 													 		
*			 															•
•		-					•	•		•							•	•
									•									•
•									•									
			 	 <u> </u>	<u> </u>	 <u> </u>			<u> </u>	<u>. </u>	 	 	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			

